

各指定介護老人福祉施設管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部
施設支援課長 中島 秋津
(公印省略)

令和6年度介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

日頃より、東京都の高齢者福祉施策に御協力いただき感謝申し上げます。

令和6年度介護報酬改定に伴い、新設又は算定要件の変更等のあった加算項目のうち届出が必要な加算については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び添付書類を東京都へ御提出いただく必要があります。

届出書の様式等は、下記の東京都福祉局ホームページに掲載しておりますので、各施設におかれましては、介護報酬改定の内容を御確認いただき、届出が必要な場合には、期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

記

1 令和6年4月適用開始の届出に係る提出期限

令和6年4月15日（月曜日）まで ※必着

※令和6年5月以降適用の届出に係る提出期限は、通常どおり、原則、加算算定開始月の前月末日まで（届出受理日が月の初日である場合は、当該月から算定します。）

※介護職員処遇改善加算等（令和6年6月からの介護職員等処遇改善加算を含む。）に関する届出は、令和6年3月21日付事務連絡「令和6年度介護職員等処遇改善加算等の計画書・加算届の受付開始について」を御参照ください。

○東京都福祉局ホームページ（届出書様式掲載場所）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/yousiki.html>

2 令和6年度介護報酬改定について

以下の厚生労働省ホームページを御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

3 問合せ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営担当（特養担当）

問合せフォーム：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1664320733830>

令和6年度介護報酬改定等において新設・変更等のあった加算等に関する届出の取扱い（既存事業所における新たな届出の要／不要について）

◀届出の取扱い一覧表の見方 ※必ず御一読ください▶

既存事業所において、下表に掲げる新設・変更等のあった加算等に関しては、基本的に新たに届け出ていただく必要があります。ただし、次の（１）又は（２）に該当する場合は、届出不要の取扱いとします。

- （１）既存届出内容が「１：なし」の場合で、令和6年4月以降も加算の要件を満たさない場合
- （２）既存届出内容が「２：あり」の場合で、令和6年4月から加算の要件を満たさなくなる場合

詳細は以下の取扱いを御確認ください。なお、正しく届出がなされていない場合、令和6年4月以降の介護報酬請求において返戻（エラー）となる場合や、介護報酬の返還が発生する場合があります。

＜基本的な取扱い＞ 各サービスにおける取扱いは下表参照

【新設の加算】

新設の加算等を取得する場合は、必ず届け出る必要があります。

新たな届出がない場合は、「１ なし」又は「１ 減算型」（下表において★がついている区分）とみなしますので、御留意ください。

【変更のあった加算】

変更後の新設区分の取得を希望する場合は、必ず届け出る必要があります。

既存届出内容が「２：あり」等で令和6年4月以降もいずれかの区分に該当するが（下表において★がついている区分）、新たな届出がない場合は「１ なし」とみなしますので、御留意ください。

【その他重要事項】

「協力医療機関連携加算」を算定する事業所は、あらかじめ「協力医療機関に関する届出書（別紙1）」を東京都に提出してください。

サービス種別	加算等の名称	新設 変更等	体制等状況一覧表における変更点		既存事業所における届出状況別の取扱い
			【旧：現行】	➡【新：改正後】	
介護福祉施設サービス	高齢者虐待防止措置実施の有無	新設	-	★ 1 減算型 2 基準型	新たな届出がない場合は「1 減算型」とみなす。
	業務継続計画策定の有無	新設	-	★ 1 減算型 2 基準型	新たな届出がない場合は「1 減算型」とみなす。
	生産性向上推進体制加算	新設	-	★ 1 なし	新たな届出がない場合は「1 なし」とみなす。
			-	2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	新設	-	★ 1 なし 2 あり	新たな届出がない場合は「1 なし」とみなす。
	高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	新設	-	★ 1 なし 2 あり	新たな届出がない場合は「1 なし」とみなす。
	個別機能訓練加算	変更	1 なし	1 なし	・「3 加算Ⅰ」「4 加算Ⅱ」「5 加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 ・既存届出内容が「2：あり」でも、新たな届出がない場合は「1 なし」とみなす。 (注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
			2 あり	* 3 加算Ⅰ * 4 加算Ⅱ * 5 加算Ⅲ	
	認知症チームケア推進加算	新設	-	★ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ	新たな届出がない場合は「1 なし」とみなす。
	介護職員等処遇改善加算 (旧：介護職員処遇改善加算)	変更	1 なし	1 なし * 7 加算Ⅰ * 8 加算Ⅱ * 9 加算Ⅲ * A 加算Ⅳ * B 加算Ⅴ(1) * C 加算Ⅴ(2) * D 加算Ⅴ(3) * E 加算Ⅴ(4) * F 加算Ⅴ(5) * G 加算Ⅴ(6) * H 加算Ⅴ(7) * J 加算Ⅴ(8) * K 加算Ⅴ(9) * L 加算Ⅴ(10) * M 加算Ⅴ(11) * N 加算Ⅴ(12) * P 加算Ⅴ(13) * R 加算Ⅴ(14)	既存届出内容がいずれの場合でも、新たな届出がない場合は「1 なし」とみなす。
6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ					
1 なし					
2 加算Ⅰ					
3 加算Ⅱ					
1 なし					
2 あり					
1 なし					
2 あり					
1 なし					
2 あり					
1 なし					
2 あり					
1 なし					
2 あり					

●高齢者虐待防止未実施減算に関する整理表

要件	①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること ②虐待の防止のための指針を整備すること ③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ④上記の措置を適切に実施するための担当者を行うこと ※上記「虐待の防止のための措置に関する事項」については、運営規程に定めること。	
	令和6年4月時点で、①～④の全てを実施済（①、③の実実施スケジュール等策定済みを含む）→減算対象外	左記以外の場合 →減算の対象
対応	令和6年4月適用で「基準型」として届出が必要	届出の必要なし （ただし、報酬請求に当たって減算を適用すること。）

●業務継続計画未策定減算に関する整理表

要件	感染症及び災害の業務継続計画（BCP） いずれかのみ策定済 もしくは 両方未策定	
	感染症及び災害の業務継続計画（BCP） 両方を策定済 →減算対象外	・感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 ・非常災害に関する具体的計画の策定 の両方を対応済の場合 →令和7年3月31日までは減算の対象外
対応	令和6年4月適用で「基準型」として届出が必要 ※令和7年3月31日までに業務継続計画を未策定の場合は、令和7年4月適用で「減算型」の届出が別途必要	届出の必要なし （ただし、報酬請求に当たって減算を適用すること。）